

# 平成 27 年度 事業 報告

(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

当センターは、昭和 54 年 12 月に千葉県における浄化槽の法定検査を担う社団法人として設立され、厚生大臣による指定検査機関として事業を開始しました。その後、制度の変更に伴い、昭和 61 年 3 月に、千葉県知事から、県内唯一の浄化槽の法定検査機関として指定を受け、その役割を引き続き担ってきました。

その間、平成 23 年 8 月に、県民からの信頼を損なう不適正な検査業務についての問題があり千葉県知事から業務について改善の指示をいただきましたが、直ちに、再発防止のための改善計画を策定するとともに、適正な検査業務を徹底・遂行することにより信頼の回復に努めました。

現在は、平成 25 年 3 月 21 日付けで公益社団法人として認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日付けで移行の登記が完了し、平成 25 年度から新たな体制での検査業務がスタートし、平成 28 年 3 月 31 日で 3 年目が経過しました。

なお、検査の信頼性において平成 25 年 8 月に県から浄化槽法第 11 条に規定する BOD 検査（以下、11 条 BOD 検査といいます。）の不適正な処理を指摘されました。このため、平成 26 年度以降、11 条 BOD 検査の管理体制を見直し、試料採取から分析開始までの経過時間を適正に管理することにより検査の一層の信頼性を確保することとし、平成 27 年度は信頼性を確保出来る分析機関をさらに選定して、分析機関の数を増加させました。

受検率についてみると、浄化槽法第 7 条検査と 11 条検査ともに平成 26 年度は、全国の下位となっています。

そのため、千葉県との連携を図りながら、行政による浄化槽管理者への文書による直接的な受検指導、平成 26 年 12 月から適用拡大された機能保証制度への協力、平成 25 年度から導入された浄化槽一括契約制度、平成 27 年度県事業である浄化槽法定検査受検促進モデル事業への積極的協力により法定検査の受検促進に努めました。

引き続き、行政や関係団体との連携を図りながら、法定検査の受検率の向上に向けた取り組みを展開してまいります。

## 1 会員の異動状況

平成 27 年度末における会員数は、次表のとおり前年度末に比べ 1 社減少し、201 社となりました。（正会員：1 社減）

[会員の入退会の状況] (単位：社)

区 分	H26 年度 会員数	H27 年度		
		入会	退会	会員数
正 会 員	199	0	1	198
賛助会員	3	0	0	3
特別会員	0	0	0	0
合 計	202	0	1	201

(平成 27 年度末現在)

## 2 総会・理事会等会議の開催

平成 27 年 5 月 29 日に公益社団法人へ移行後の第 3 回定時総会を開催し、平成 26 年度事業報告・決算及び平成 27 年度事業計画・予算等について審議・議決するとともに、定款の一部変更、役員任期満了に伴う理事及び監事の選任を行いました。

さらに同日開催された臨時理事会において理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任を行いました。

また、4 月、9 月、12 月及び 3 月に理事会を開催するとともに、執行役員による執行委員会を 6 回開催し、センター業務の適正な運営を図りました。

## 3 法定検査事業

平成 27 年度の法定検査実施基数は、次表のとおり 47,314 基（7 条検査 4,092 基、11 条検査 43,222 基（うち 11 条 BOD 検査 14,614 基））で、平成 26 年度実績（48,364 基）に対し 1,050 基、2.2%減となった。・・・・・・（市町村別実績は別紙 2 のとおり）

平成 27 年度の事業計画として定めた目標基数（50,000 基）に対しては、7 条検査で目標（5,500 基）を 1,408 基下回り、11 条検査については目標（44,500 基）を 1,278 基下回り、全体で 2,686 基下回りました。

法定検査の実施結果については、浄化槽法に基づき、毎月、千葉県並びに浄化槽法の政令市である千葉市、船橋市及び柏市に報告するとともに、不適正と判定された浄化槽については、管理者等に対して、適宜、改善策等の助言を行いました。

行政機関との連携については、7 月 8 日に県が行った法定検査業務に係る研修会に

対して講師の派遣と検査員による模擬検査の実演を行い、協力しました。

[平成 27 年度法定検査実施基数 (過去 5 カ年度の推移)]

年度 検査区分	H27	H26	H25	H24	H23	
7 条検査	4,092	5,002	5,208	5,184	5,708	
11 条 検 査	全項目	28,608	30,215	30,696	27,326	27,482
	BOD	14,614	13,147	12,488	12,508	10,212
	小 計	43,222	43,362	43,184	39,834	37,694
合 計	47,314	48,364	48,392	45,018	43,402	

[平成 27 年度検査区分別判定結果]

検査区分	検査基数	判 定 結 果			
		適正	おおむね適正	不適正	
7 条検査	4,092	2,668	1,080	344	
11 条 検 査	全項目	28,608	16,325	11,223	1,060
	BOD	14,614	13,334	1,278	2
	小 計	43,222	29,659	12,501	1,062
合 計	47,314	32,327	13,581	1,406	

また、法定検査の効率化を目的に平成 18 年度から導入した 11 条 BOD 検査について、現地での採水・確認調査を担当する嘱託採水員に対し、技術水準の維持・向上を図るため 7 月 28 日及び 29 日に、(一社)千葉県浄化槽協会会議室において講習会を開催しました。

#### 4 関係機関との連携による受検促進の取組

県との連携として、平成 27 年度に県が行った浄化槽法定検査受検促進モデル事業への協力、県が浄化槽管理者に対して通知した「浄化槽の水質検査(法定検査)の実施について」への協力に続き、7 条受検案内文書への協力等を行いました。

市町村との連携として、市町村の行う管理補助制度促進のための受検情報の提供、設置補助対象浄化槽の受検情報の提供を行いました。

関係団体との連携として、平成 26 年 12 月から適用拡大された機能保証制度についての一般社団法人千葉県浄化槽協会への協力、平成 25 年度から導入された浄化槽一括契約制度について一般社団法人千葉県環境保全センターとの連携などにより、受検促進を図りました。

## 5 浄化槽基本情報の整備

平成 18 年度から引き続き千葉県から「浄化槽総合管理システム更新及びオンライン化業務」を受託し、浄化槽の新規・変更及び廃止等の情報について、電子台帳への登録入力を行うとともに、浄化槽の設置情報、合併処理浄化槽設置促進事業補助金の交付状況、法定検査受検状況等についてデータベース化し、法定検査を効果的に行うための基礎情報の整備を行いました。平成 27 年度は県水質保全課、県の各地域振興事務所と当検査センターを結ぶデータネットワークを構築しました。

## 6 指定検査機関としての信頼性の確保

平成 23 年 8 月に発生した不適正検査業務問題に対し、千葉県知事から公正な検査の実施について指示を受け、再発防止のための改善計画を平成 23 年 10 月 11 日に知事へ提出し、適正な検査業務を徹底・遂行するための改善の取組みを推進継続しました。

## 7 検査の信頼性の確保

当センターが委託して分析を行っている 11 条 BOD 検査について、採水から分析の開始までの期間が浄化槽法定検査実施要領等で定めた期間より長い例があることを平成 25 年 8 月に県から指摘されたことから、平成 26 年 4 月から

- (1) BOD 専門チームを設置
- (2) 分析機関へ委託契約書の仕様書の遵守確認のための毎日の報告を要求
- (3) 嘱託採水員が実施する業務の確実な履行のための講習会の開催等に合わせ、信頼性を確保出来る分析機関をさらに選定して、信頼性を確保しながら分析機関の数を増加させ、11 条 BOD 検査数の増大を図りました。

## 8 普及啓発等の活動

千葉県・関係団体と連携して、浄化槽管理者等を対象とする「浄化槽講習会」を山武市役所等県内 3 ヲ所で開催するとともに、「エコメッセ 2015 in ちば」等に参画し、浄化槽の適正管理と法定検査の重要性について意識の啓発を行いました。

また、合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換促進の必要性などについて、関係団体と連携し、パンフレットの作製・配布、市町村広報誌等を媒体とした広報・啓発等に取り組みました。

## 9 事務局組織体制の充実・強化等

検査業務を充実するため、直行直帰職員を統括する課長補佐の任用、検査結果の検査員同士の相互チェック体制導入等、検査業務の管理体制を充実しました。

日本環境整備教育センター及び浄化槽指定検査機関・関東甲信越ブロック協議会等の外部機関による研修の機会等を活用し、職員の資質の向上を図りました。

県と連携して、浄化槽法定検査業務に係る見学会・意見交換会を開催し、地域振興事務所及び千葉市・船橋市・柏市の浄化槽担当者と検査業務の現状・課題への認識を深め関係事務の円滑な実施を図りました。

平成22年度に認証取得したエコアクション21(環境省のガイドラインに即した環境保全経営システム)に基づき、エコドライブの徹底、使用電力の削減など自らの事業活動に伴う環境負荷の継続的な削減に取り組みました。